

# 教育子ども委員会 説明資料

就学援助の認定率の推移等について

平成30年7月2日

教育委員会

## 就学援助の認定率の推移等について

### (1) 就学援助制度の概要

- 経済的な理由により、小・中学校の児童生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費や学校給食費等を援助する制度である。
- 就学援助の所得基準額は世帯構成によって変わるため、保護者からの受給申請に基づき世帯構成等を確認し、受給資格を確認している。
- このため、申請者以外の就学援助受給資格を確認することは困難である。

### (2) 就学援助の認定率の推移

(単位：%)

区 分	小学校1年生～中学校3年生	小学校1年生
25年度	12.8	9.6
26年度	12.6	9.9
27年度	12.3	9.6
28年度	12.1	9.7
29年度	11.9	9.6

(注) 各年度3月末日現在の準要保護者に係る認定率(認定者数/児童生徒数)を掲げた。

### (3) 就学援助に係る改善

区 分	内 容
制度の周知徹底	○「就学援助のお知らせ」に申請書を添付(28年度)
申請に係る負担軽減	○ 添付書類を原則廃止(29年度) ○ 申請書の様式改善(29年度)